

(11) cf. Jacques Lacan: *Écrits*, Éditions du Seuil, Paris, 1966. p.349sqq.

(12) この用語は、クリスチアン・メッツからの借用であるが、その意味はこのテキストの文脈にあわせて変えてある。cf. Christian Metz: *Le signifiant imaginaire, psychanalyse et cinéma*, Unions Générales d'Éditions, Paris, 1977.

(13) cf. Plotinos: *Enneades II*, Texte établi et traduit par Émile Bréhier, Société d'Éditions Belles Lettres, Paris, 1964. II, 4, 5. p.59 et alt..

(14) Jean-Paul Sartre: *L'imaginaire, Psychologie phénoménologique de l'imagination*, Librairie Gallimard, Paris, 1940. p.230.

#### 参考文献

浅沼圭司：『映画のために I、II』、1986、1990。

同：『読書について』、1997。

Asanuma, Keiji: *Littérature et imprimerie—Essai sur l'institution littéraire*, in *Aesthetics No.3*, 1988.

Asanuma, Keiji: *Technologie moderne et diffusion de l'art, Essai de la critique de l'image mécanique*, 1991.

Asanuma, Keiji: *Imitation, représentation et citation*, in *Journal of Faculty of Letters, the University of Tokyo*, 1992.

Barthes, Roland: *Rhétorique de l'image*, in *Communication No. 4*, 1964.

Barthes, Roland: *Le plaisir du texte*, 1973.

Benjamin, Walter: *Das Kunstwerk in seiner technischen Reproduzierbarkeit*, 1937.

Kristeva, Julia: *Semeiotike, Recherches pour une sémanalyse*, 1969.

Lacan, Jacques: *Écrits*, 1966.

Metz, Christian: *Le signifiant imaginaire, psychanalyse et cinéma*, 1977.

## I 問題の所在

「美学」という学を一義的に規定することはほぼ不可能にちかいが、すくなくともそれが美という価値領域、感性という認識領域、そして芸術という文化領域に関する根源的な思索（哲学）であることは否定しえないだろう。そして美、感性、芸術のそれぞれが、なんらかのかたちで現実からの離脱を基本的な傾向としてもつこともたしかなのだから、このことからだけでも、美学と社会の関係を「肯定的（積極的）」なものとしてとらえることは、きわめてむずかしいといわざるをえないだろう。しかしこのことは、美学が社会になんらの寄与もなしえないことを、かならずしも意味しない。たとえば「環境」の問題を美学的な観点からみることは可能であり、それによって、自然科学的ないし社会科学的な観点からとらえられるものとはべつのがたがあらわれることもありうるだろう。このことが問題の解決に直接結びつくかどうか、知らない。しかしすくなくとも問題の多面的な把握になんらかの寄与をなすことはたしかである。以下は、美学的にとらえられた環境としての「景観」についての、ごく概略的な考察である。

## 2 風景

「風景は、美学的にいうなら、ただみるひとにたいしてだけ、とくに特定の態度でみるひとにたいしてだけ、それとしてあらわれる」<sup>(1)</sup>。ニコライ・ハルトマンのことばなのだが、ここでいう「特定の態度」が「美的態度」を意味することはいうまでもない。かれはまたつぎのようにもいう、「ふたりのひとが、早春の野原をあるいている。ひとり、周囲をみまわし、作物の生育状況や立ち木の値段などを判断しようとする。べつのひとのころは、あわい緑の色、大地のかおり、そして遠山の青みなどで満たされている。感覚的な印象とそれを喚起した事物はおなじなのだが、それらが媒介する対象は、まったくことなっている。」この野原の地質に関心をもち、露出した地層を探しあるくもうひとりのひとを、べつに想定してみてもいい。経済的なものに関心をもちひと、科学的なものに関心をもちひとは、いずれもそれぞれが関心とするもの（対象）に注意を奪われているために、この野原そのものの色、かおり、形態などの感覚的性質が、全体としてその意識にあらわれることはおそくないだろう。この野原の全体的なかたちを、その色やかおりや形態などの特徴を、それとして意識し、たのしむのは、経済的関心にも、科学的関心にもとらえられていない、第三のひとだけではないだろうか。風景とは、この第三のひとの意識にあらわれた、自然環境の全体的な「すがた・かたち」にほかならない。あるいは、風景は、さきに述べたような経済的（実際の）、学問的などの関心からはなれた意識——カントのいう「関心からの自由」（die Interesselosigkeit）をはたした意識——にたいしてだけあらわれる、そもいえるのだろう。

風景はそれとしてあるのではなく、周囲の自然を特定の態度で、「美的」な態度でとらえる意識にたいして、その都度あらわれる（erscheinen）ものだろう。経済的な価値を判断するために、あるいは科学的法則を発見するために、見、聞き、嗅ぐのではなく、ひた

すらに見、聞き、嗅ぐこと、そういってもいいだろう。風景とは、こうして、いかなる目的にもしたがうことのない、それとして純粋化した感覚、つまり感性の対象であり、あるいは感性的 (aesthetic) な性質に還元された自然環境にほかならない。ひとは、風景をながめるとき、ある満足 (こころよさ) をおぼえることがあるだろう。この満足 (こころよさ) は、そのものに還元された感性的な性質と、そのものが目的となった純粋な感覚との照応にのみその根拠をもち、具体的な世界とは直接の関係をもたない。そしてこのような満足こそが「美」にほかならないと考えられるのだから、風景体験は「美的 (aesthetic) 体験」としてとらえられるべきことになる。風景は、その本性上、「美的」性質をもつというべきだろう。

### 3 タウンスケープとシティスケープ

ときに家屋や橋などの人工物を構成要素として含むことはあるが、風景は、基本的には、自然に属している。かつて人間は自然のただなかで暮らしており、だから人間はほぼ直接的に自然に接していたと考えられる。しかし、技術の展開にともなって、人間の生活領域は自然領域にまで拡大しはじめ、とくに機械技術の成立以降拡大はその加速度を増し、その結果、人間はいまその周囲に自然ではなく、人間化された自然——もはや自然ではなく、しかしいまだ完全に人間的ではない領域——、ないしは人工物によってかたちづくられた周囲世界しか見いだすことができない。そしてこのような現象には、「都市」の出現と展開が密接に関連している。

ところで、都市は特定の地域への人口の集中がもたらしたものと考えられるが、その集中の理由ないし原理にしたがって、多様な種類と規模の都市が生まれた<sup>(2)</sup>。集中の進展とともに、都市の規模は次第に拡大するが、やがて到来した過剰な集中は、かえって人口の拡散をもたらす。その結果都市の規模はさらに拡大することになった。この集中=拡散の際限のない循環ないし戯れは、農村的な共同体 (村) と都市の差異 (境界) を曖昧にしただけではなく、やがて「メガロポリス」という、まったくあたらしい形態の都市を生み出してさえゆく。

都市化——メガロポリス化——とは、ときにそう考えられるように、特定地域への人工の集中を意味するのではなく、むしろ集中の結果としての、大量人口の不特定地域への拡散を意味するのではないだろうか。そしてこの拡散は、当然の結果として、生活のあらゆる領域における画一化をもたらす。拡散と画一化、それがメガロポリスの特質である。

いま論議されるべきは、もはや村と都市 (town) の対比ではなく、都市とメガロポリスの対比ではないだろうか。といっても、このふたつのものの境界は明確でない——むしろ境界の曖昧化こそメガロポリスの特徴である——。にもかかわらず、ふたつのあいだになんらかの差異が存在することもまたたしかなのだから、問題の把握のためには、なんらかの基準によってこの差異を明確にする必要があるだろう。ここでは「ふさわしい大きさ (規模)」という基準をこころみに採択してみよう。この基準によってあきあらかになるのは、いうまでもなく「ふさわしい大きさをもつ」都市と、「ふさわしい大きさ」の規模を超えてしまった都市の対比である<sup>(3)</sup>。いま、便宜のため、前者を「都市」、後者を「メガロポリス」と呼んでおく。

さきに人口の集中にはなんらかの原因 (原理) があると考えたが、ほかならぬこの集中

原因（集中原理）が、集中の、そしてさらには拡散の度合をも規定すると考えられる。そしてこの原因ないし原理が、ある都市の全体的な景観をとおして、直観的に把握されうるかどうかを判断することは、おそらく可能だろう。いいかえるなら、ある都市が、一定の原理によって支配された統一的な景観をもつかどうか、あるいは、ある都市の「大きさ（規模）」が、その全体を直観的に把握するにふさわしいものかどうかの判断である。たとえば鳥瞰的な視点からとらえたある中世的な「都市」の全体的景観を、一枚のタブローに描き出すこと——景観の表象を再提示する（表現する）こと——は、おそらく可能だろうが、19世紀のパリについては、それはもはや不可能にちがいない。たしかに、たとえば「凱旋門」の屋上から見たとしても、パリの景観全体を一挙にとらえることはできない。しかしながら、「エトワル広場」から放射状にはしる道路をとおして、19世紀パリ<sup>(4)</sup>の視覚的な構築原理を直観的に把握することは可能だろうし、そのことによってこの都市の全体的景観を想像的に把握すること——その統一的表象を形成すること——も、十分に可能だろう。19世紀的なパリは、もはや典型的な「都市」ではないにしても、いまだメガロポリスには達していない。一般化していえば、「都市」は、中世都市のような、その景観全体を実際にとらえることができるものと、19世紀的なパリのように、その構築原理を直観的に把握する——全体的景観を想像的に把握する——ことができるものという、ふたつに区分して考えることができるのではないか。そしてこれらみられ（知覚され）、あるいは想像される全体的景観を「タウンスケープ」（townscape）と仮称しておこう。「タウンスケープ」は、さきに述べた風景から類推していえば、純粋に感性的な性質に還元された全体的な都市環境にほかならない。

拡散と画一化から生じたメガロポリスは、あきらかに「ふさわしい大きさ」を超過しているのだが、この拡散と画一化は、基本的には個人的な欲求の集積によって生じるために、集中化にみられるような明確な原理をもってはいない。このことは、たとえば「都市」の広場から放射状にはしる道路と高速自動車道路網の比較によってあきらかになるのだが、その検討はここでは断念せざるをえない。ただつぎのことは指摘しておくべきだろう。道路そのものは、すべての個人によって共有される、その意味で公的（public）な性質をもつはずだが、基本的には私的（private）な性質をもつ交通媒体である「自動車」のためにのみ作られ、しかも歩行者すべてをそこから排除するとき、道路は私的なものに変質する——すくなくとも「公的」性質を減じる——。高速自動車道路は、結局は自動車の利用者の欲求を満たすために建設されるのだから、その意味では私的な欲求の「大量集積」にその起源をもつというべきであり、その公的な性格は、その結果として生じる疑似的なものにすぎない。広場から放射状にはしる道路が、あきらかにひとつの原理にもとづいて建設され、またそのことを明確に——直感的に——示しているのにたいして、高速自動車道路網は、先述のように一定の原理なしに建設されるために、「都市」の空間の秩序をゆるがし、その統一的な景観を解体してしまうのではないだろうか。

循環する集中と拡散がメガロポリスの境界を不分明なものにし、しかもそこには明確な構築原理もないのだから、メガロポリスの全体的、統一的な景観をとらえることは不可能というしかない。すくなくとも「タウンスケープ」を見るのとおなじ仕方でもメガロポリスをながめようとするかぎり、その全体的、統一的な景観があらわれ得ることはないだろう。メガロポリスは、この意味で、「表現」——統一的な表象像の再提示——にはふさわ

しくない。あたらしい環境はそれにふさわしい「見方」を要請する。メガロポリスの空間とそれに適応するあたらしい「見方」が出会うとき、まったくあたらしい景観が出現するにちがいない。さしあたってそれを「シティスケープ」(cityscape)と呼んでおこう。

#### 4 感覚の複合——景観体験の特質

近代の美学においては、個々の芸術ジャンルは、おおむねただひとつの感覚領域に対応するとされており、感覚領域の曖昧な混淆は、ジャンルの頹廃をもたらすと考えられていた。いまこのことについて詳述することはできないが、芸術がただひとつの感覚領域に限定されることによって——その意味で、諸感覚領域の複合体である現実的世界から切りはなされることによって——、対応する感覚領域に関しては、日常の世界では認知できないような、微妙でニュアンスに富んだ性質が識別可能になると考えられていた——ときに

「美的明瞭性」(aesthetic precision)とよばれる現象である。それとともに、この「美的明瞭性」を保持するために、芸術はそれにもみ捧げられた場所(聖域)に囲いこまれ、現実世界から切り離されることが必要だと考えられていた——近代における美術館、コンサート・ホールは、このような聖域の具体化であると考えられることもできるだろう——。

日常の世界(生活世界)においては、あらゆる感覚が相互に、かつ密接に関連しあっているため、感覚領域の厳密な区分とそれにもとづく「美的明瞭性」は、むしろ否定的な結果をもたらしかねない。言語記号の有効性は、その「意味するもの」(le signifiant)——聴覚的性質(ことば)や視覚的性質(文字)——にたいする寛容(無頓着)におおく負っているとさえいえる——たとえば「訛」の存在——。ひとが語音や字形の差異にあまりにも厳密であるならば、それは「記号」としての機能をほぼ喪失するにちがいない。

景観体験は、それに特有の聖域においてではなく、現実世界のただなかでおこなわれる。そして、たとえばひとが春の野をながめるとき、鳥の歌声や花々のかおりも同時に意識されはしないだろうか。視覚的体験と、それと同時に起こられる——かならずしも明確に意識されることのない——多様な感覚的体験、これらすべての感覚的体験の照応ないしひびきあいこそが、景観体験の充実相をかたちづくっていると考えられる。とすれば、鳥の声も虫の音も消えはてた「沈黙の春」の野で、十全の景観体験をおこなうことは不可能というべきだろう。景観体験の特質は、このような感覚領域の複合にあると考えられ、その意味でそれは日常的体験に近づく。一方、わたくしどもの生活世界(現実世界)は、もろもろの感覚的性質だけではなく、それ以外のきわめて多様な性質から構成される、複合体としてとらえられるのだから、景観はまた、そのような複合性を特質とする現実的な環境の、感性的性質への還元にはかならない。景観体験においては、だから感性的以外の性質は否定され、その点では芸術体験にちかづく。こうして景観体験は、日常的体験と芸術体験の中間にその位置をもつということができよう。

#### 5 芸術の自律と環境の汚染

景観とは、「感性的」な性質に還元された環境(周囲世界)であり、このことからそれを「感性的環境」とよぶことも可能だろう。しかしいま問われているは、このような感性的に還元された環境ではなく、その具体的なあり方における環境にかならない。このような問題状況のなかで、「感性的(美的)環境」を問うことに、はたしてなにほどの意義

があるのだろうか。

自然環境の汚染ないし破壊には、すくなくともふたつの基本的な原因が考えられる。ひとつは、自然科学——理性的ないとなみによる自然の法則的な所有——に基礎をおいた、近代テクノロジーによる自然の人間化——実践的ないとなみによる自然の実際的な所有——であり、他のひとつは、個人的な欲求と世俗的な利益の肯定に根拠をもつ、資本主義経済システムである<sup>(5)</sup>。環境汚染は、だから、いくぶん極端化していえば、理性中心主義 (logo-centrism) と功利主義 (utilitarianism)<sup>(6)</sup> を原理とする、近代的な社会に特有のものと考えられる。

このような世界においては、感性はつねに理性に従属させられているのだが、にもかかわらず感性に自由と本来のゆたかさをとり戻そうとするなら、可能な唯一の方策は、感性を現実の世界から切り離された自足的な領域に閉じこめ、そのうえで自律的に展開させることだろう。技術は、機械的過程をそのなかに導入することによって、制作過程そのものもたらすよろこびを目的とする技術、つまりアリストテレス的な「模倣技術」をその領域外に追いやったのだったが、その結果技術の領域は、ふたつの対立する領域に、実際的な目的のために大量かつ均質の製品を生産する機械的・効用的な技術と、美的 (感性的) 価値とのみかかわる模倣的 (表現的) ・非効用的な技術に分割されることになった。この後者の領域こそが、感性の特権的な場としての芸術にほかならない。

しかしながら、感性を現実世界から取りだし、芸術の自律的で自足的な領域に隔離することは、現実世界からの感性の「疎外」にほかならず、きわめてアイロニカルなことに、日常の世界における感性の、想像力の衰頹を結果としてもたらす。ひとは、その欲求が充足され、個人的利益がもたらされるかぎり、自然を利用しつづけ、人間の領域を自然におしひろげようとするだろう。自然は、もはや科学技術的な、実際的な関心の対象にすぎないのだから、ひとはテクノロジーのもたらす自然の感性的性質の変化にたいして、無頓着 (無関心) でありつづけるだろう。たとえ虫の音が絶えはてても、化学的に合成された農薬を散布しつづけるだろうし、もはや鳥が歌わないとしても、森の木々を切り倒すことを止めはしないだろう。都市が騒音と排気ガスで満たされたとしても、自家用車を乗りまわすことをやめはしないだろう。感覚 (身体の表面)こそがひとと外界の接する面であり、感性が感覚に基礎をもつ認識能力にほかならないとすれば、環境の変化——その汚染と破壊——はまず感性的に認識されるはずのものではないだろうか。だとすれば、感性の衰頹とあのような無頓着 (無関心)こそが、環境の汚染と破壊の根本的な原因であるということも、かならずしも不可能ではないだろう。

近代の工業化社会においてみられる感性の「疎外」現象は、じつは自律的な芸術の、いわばネガティブ・イメージにほかならない。しかも自律した芸術は、たしかにかつての王侯貴族による囲い込みからは解き放たれたものの、やがて「美的 (感性的) エリート」とでも呼ぶべき少数のひとつとによって独占されるにいたる。たしかに感性は、芸術の領域において多様化し、洗練はしたものの、個人的欲望の不断の充足という現実的原則の支配からしあわせにも解放された、「美的貴族」とでもいうべき一部特権者による独占は、その代償として、一般的な生活世界における感性の衰頹という現象をたしかにもたらしたのだった。大多数のひとつとは、現実的原則——欲求の満足と利益の追及——によってきびしく支配された世界のなかで生存している——生存してゆかねばならない——ために、環

境の感性的な悪化を自覚することがすくなかったと思われる。環境の汚染と破壊に、感性与想像力の衰頹が密接に関係していることはあきらかである。感性の衰頹がその度合を増すほど、環境の汚染と崩壊は深刻の度合を強めてゆくだろう。環境汚染の問題を根本的に解決するためには、近代の理性中心主義と功利主義の枠組を脱して、感性をその本来の場に連れもどすことが不可欠なのではないか。おそらくここにこそ、美的環境としての景観を問うことの、あるいは環境の美学的観点からの検討の根拠があると考えられる。

## 6 環境の再生

問題は、感性の特権的な場である芸術を、その自閉的な聖域から取りだし、一部特権者の独占から取りもどすことだろう。ということは、芸術がその近代的なりかたを改めることにほかならない。たとえば美術館は、作品の聖域であることから脱して、ひとびとが感性を涵養するための開かれた場となるべきだろう。近代美学によって芸術の枠外に追いやられていた、テクノロジーの生み出したあたらしいイメージの役割を再評価すべきだろう。そしてテクノロジーな媒体をとおしておこなわれる芸術の再配分の意義につきも、あらためて考えるべきだろう。そして、芸術以外の感性的領域の開拓にも、意を用いなければならないだろう。最終的には、これらのことを通して、理性中心的で、功利的な世界の在り方そのものにたいする反省をうながし、感性をその本来の場にもたらしことを企てなければならないだろう。それは、おそらくは迂遠な道であるにちがいないが、しかし残されたわずかな道のひとつであることはたしかである。

近代の美学が、芸術の自律性を強調するあまり、それと社会との関係を、むしろ否定的にとらえる傾向を示してきたことは否めないのだから、美学は、これまで、間接的にはあったにせよ、かえって感性の衰頹を助長するという、きわめてアイロニカルな役割をはたしたとすらいうべきかもしれない——その点では、美学の社会的役割はたしかに否定的であった——。必要なのは、このことの自覚であり、それにもとづいた美学の自省なのだろう。にもかかわらず、以上述べたことのなかに、美学と社会のかすかな接点をさぐる、いくぶんかの手がかりがあることも、たしかなことのように思われる。美学的観点からなされる環境の記述は、これまでになされてきた社会科学的ないし自然科学的観点からする記述とはあまりにもことなつたものであり、緊急の問題の解決にとっては無用のものと難じられるかもしれない。しかしまさにこの迂遠さと無用性こそが、環境のまったくべつのがたないし側面をあらわしだし、やがては環境問題へのあたらしい視野をひらくことは、いくぶんかは期待できるのではないだろうか。

## 註

(1) Nicolai Hartmann: *Ästhetik*, Walter de Gruyter & Co., Berlin, 1953. S. 31.

(2) たとえば、宗教的原理による「門前町」、政治的原理による「城下町」、経済的原理による「市場町」、交通的原理による「宿場町」などを考えることができるだろう。

(3) ここで用いた「ふさわしい大きさ」という用語は、いうまでもなくアリストテレスからの借用である。たとえば『詩学』第7章などを参照のこと。

(4) 第二帝政下、ルイ・ナポレオンの命のもとにオスマン (Georges Eugène Haussmann, 1809-91) が行った改造の結果としてのパリ。

(5) このことについては、マックス・ウェーバー『資本主義精神とプロテスタント的倫理』(Max

Weber: Die protestantische Ethik und der "Geist" des Kapitalismus, 1920) を参照のこと。

(6) ここでの「功利主義」は、いわば行動基準としてのそれであり、倫理、政治、経済などに関する学説を意味しない。

#### 参考文献

Rachel Louise Carson: *Silent Spring*, 1962.

竹内敏雄：『美学総論』、1979。

浅沼圭司：『象徴と記号——芸術の近代と現代——』、1982。

Berleant, Arnold : *The Aesthetics of Environment*, 1992.

Berleant, Arnold : *Living in the Landscape*, 1997.

Berleant & Carlson(ed.): *Special Issue on Environmental Aesthetics, Journal of Aesthetics and Art Criticism*, 1998.

武藤三千夫（編）：『都市環境と芸術：環境美学の可能性』、1996。

【1】はじめに——本委員会の課題の確認

「学術の社会的役割」特別委員会は、第17期の日本学術会議の活動のなかでも、最も基本的な位置を占める重要な委員会と考えられる。というのは、今期の「活動計画」およびそれに対する「会長所感」のなかで、本委員会の設置目的と密接に関連する事柄が、今期の日本学術会議の最も重要な理念ないし課題として、繰り返し言及され、強調されているからである。

いま今期の「活動計画」のなかに示されている本委員会の設置目的を簡単に再確認してみると、次のようである。

1) 学術は、知識体系の「構築」「蓄積」「伝播」「伝承」に貢献するという役割を超えて、「社会」に対して「行動規範の根拠」をも提供するという責務を負う。

2) 「日本学術会議」のいままでの活動を「自己点検」し、その「役割」と「今後の在り方」を検討する。

3) こうして、「学術と社会の新しい相互関係」の構築を試みる（「負託自治」の自覚や、それに伴う「倫理」の問題を検討する）。

この構想を、現行の日本学術会議法と比較すると、そこには、ある新しさのあることが明らかである。というのも、従来の規定では、日本学術会議の「目的」は、どちらかと言えば、すでに出来上がっている科学の成果を、「行政に反映させ・産業および国民生活に浸透させる」（第2, 5条）という、上からの、やや一方的な、啓蒙・開化・普及・応用・発展などの諸活動に中心があるとされていた。それに対し、ここでは、「学術と社会との新しい相互関係」（「負託自治」「倫理」）を自覚して、積極的に、社会に対し「行動規範の根拠」を提供するという責務が、強調されている。このことは、第17期の「活動計画」全体とそれへの「会長所感」からも、裏付けられる。そこでは、こううたわれている。

1) 現代の高度に発達した多様性をもつ社会のなかでは、「人々」は——「個人」「集団」「国家」のすべてを含めて——「行動決定の根拠を学術に求める」ようになっている。日本学術会議は、この「行動規範の根拠を提供する責務」を負う。

2) その際に、「社会に現出する問題」に対して「高い感受性」をもち、「社会における現代的問題に対する自らの領域の責任」を自覚し、「現代的問題と学術の状況との関連について領域を超えた共通の理解」をもち、「共同研究体制」を組み、「現実的な根拠を社会に提供」しなければならない。

3) その場合に、学術の「予見性」ないし「予見能力」——「問題の顕在化に先立って情報を提供する能動的行動」——にもとづいて、「即応性」を発揮することが大事である。

4) しかも、複雑な現代社会の諸問題に対しては、「単一の領域」では解決が不可能で、「複数領域の科学者の協調的作業」が必要である。そのときには、そもそも、科学者に対する「人々の期待を理解し」、「人々から負託を受け」て研究にいそしむことを得ている「自治」を自覚し、「一般の人々」との「新しい型の共同研究」さえも構築し、「大学、

国・公立研究所、民間研究所、産業界」の協力を推進し、「文系理系を含む」すべての学問分野の協力が大切である。

5) こうした意味での「開いた学術」を構築して、学術は、社会への「予測的警告者」「提案者」であらねばならない、というわけである。

## 【2】「行動規範の根拠」の提供ということについて

以上の基本方針には、学問のもつべき高次の実践的性格や社会的使命や倫理的責務に対する自覚が、明確に表明されていて、高い倫理性をそなえた現代学問観が提起されていると言ってよい。

しかし、以上の説明文言のなかには、もしかしたら、多くの人が躓くかもしれないようなひとつの問題点があることに、気付かざるをえない。すなわち、元来「学術的知識」は、「価値から自由」であるべきはずなのに、その学術が、「行動規範の根拠」をも提供しようとする、もともと「行動規範」は「価値」を根拠としているのであるから、必然的に、学術は、実践的な価値判断に関わることになり、学問のもつべき客観的な理論性を毀損する結果になるのではないのか、という疑問が湧いてくる可能性があるからである。

したがって、ここから、「行動規範の根拠を提供する」とは、いったいどういうことであり、学問の理論性と実践性とは、どのように関係すると考えるべきなのか、という疑問が生じてくる。この問題を推し広げてゆくと、学問のもつ実生活を越えた高次の理論性と、それにもかかわらず学問がもつべき人類社会発展への貢献ないし寄与という実践的社会的使命や役割との間の、関係ないし相剋という、むずかしい根本問題が現れてくる。しかし、いま後者の大きな問題点は後回しとして、さしあたりまず、前者の「行動規範の根拠の提供」という問題点にだけ焦点を絞って、若干考察をめぐらしてみよう。

行動規範の根拠と言った場合、まず行動規範とは、一般に、行動の際に、「則るべき模範」、「実現されるべき理想、理念」、要するに、「当為」ないし「べし(Sollen)」の立場を表している。一方、根拠とは、一般に、なんらかの事柄が、そうで「ある」ほかにはない「必然的理由」、その「存在の動かし得ない事実性」、その「存在(Sein)」を表している。したがって、「行動規範」の「根拠」を示すということは、なされるべき「当為」を支持する事実的理由の「存在」を示すということになるであろう。ということは、「当為」を「存在」から、つまり、「べし」を「ある」から導出しようとする事として、矛盾を孕んだ試みではないのかという疑問が生じかねないわけである。この疑問に答えるためには、ここで、学問と当為・価値との関係、および、存在と当為・価値との関係について、若干考え直しておく必要がある。

まず、一方に、学問は当為に関わらず、事実確認にのみ自己を限定すべきであるという典型的に近代的な考え方がある。一例として、マックス・ウェーバーの『職業としての学問』から一部を引用してみよう。

「教室では、例えば民主主義について語る場合、まずその種々の形態を挙げ、その各々がその働きにおいてどう違うかを分析し、また社会生活にとってその各々がどんな影響を及ぼすかを確定し、次いで他の民主主義をとらない政治的秩序をこれらと比較し、

このようにして聴き手が、民主主義について、各自その究極の理想 (Ideal) とするところから自分の立場をきめる (Stellung nehmen) 上の拠り所 (Punkt) を発見しようようにするのである」(尾高訳)。

ここで、ウェーバーは、人が行動し態度決定するときの「拠り所」を、学問は提供するものであるというきわめて単純なことを説いているかのように見える。しかし、正確には、ウェーバーの言おうとするところは、やはり、学者は、あくまで「事実をして語らしめる」のみで、いかなる態度や立場を取るべきかを説くのは、予言者・指導者・煽動家の仕事であり、学者の任務ではなく、人は各自、みずからの信ずる規範・理想に従って、態度決定をすべきであり、その際、学者は、さまざまな事実認識を提供することのみ、禁欲的に自己を限定すべきである、ということなのである。やはりウェーバーは、価値判断と事実認識を峻別しているのである。その根底には、およそ存在から当為を導出することはできず、「ある」と「べし」、存在と価値、事実確認と態度決定とは、決定的に別物だと見なす見解があることは明瞭であろう。

しかし、他面からすれば、別の見方も可能なのであり、そして実際、ウェーバーもそう考えているのである。というのも、事実確認をするときにすでに、その事実を、大事な、有意義な、重要な事柄として取り上げるという「価値意識」が働いているとも考えられるからである。むしろ、それは、当の事柄の善悪を「道徳的」に「価値判断」して、「賞賛・非難」したりすることではない。けれども、ある事柄の事実確認は、他のさまざまな事実との連関のなかで、その事実のもつ「価値関係」的な「有意義性」に着目して、その事実を重要だと考えるからこそ、その事実を取り上げるのだと解釈することも可能なのであるから、そこには、「価値理念」が暗黙裡に前提されているとも言えるわけである。実際、さもなければ、無限に多様な現実のなかから、問題となるべき事柄や事実を取り上げるということ自体が、不可能になってしまうからである。なにか(たとえば、民主主義)を問題にするということは、それ自体がすでに、その問題を重要と見る解釈を暗黙裡に前提しているわけである。したがって、なんらかの事実認識は、その事実を、その意味と意義の点から重要と見る「価値理念」(ただし、それは善悪の「価値評価」ではない)を前提していることになる。

実際、これが、マックス・ウェーバーや、その認識論上の先達である哲学者リッケルトの考え方なのであった。無限の多様な現実のなかから、なんらかの事柄の重要性や有意義性に着目するからこそ、私たちは、次に、その事柄の客観的認識に専念できるのである。したがって、「価値からの自由」は、「価値への関係」と矛盾しはしないのである(ただし、むしろ、実際的事実認識においては、主観的価値判断によって事実を歪めてはならず、あくまでも客観的に事象に即して実証的に研究を進めねばならない)。

こうした見解の根底には、実現されるべき当為や理想は、その可能的萌芽が、現実の事実のうちに宿っていなければ、それを実現することがそもそも不可能であるとして、存在と当為ないし価値とを、可能性と現実性との関係と捉えて、両者を相互に結びつける考え方があることは明らかであろう。

事実、その後の文化科学・歴史科学の認識論や、現代の科学哲学の認識論的諸思想も、そうした方向に向かっていると見てよい。つまり、諸事実に着目するとき、すでにそれ

を包む解釈学的な諸前提を人間はもっており、その事実を重要と見なす暗黙裡の前提の上で初めて、私たちは、個別の学問的研究に取り掛かることができるのである。ただし、私たちはその際、その諸前提を自覚し直して、他の視野との融合を図って、できるだけ広い地平を獲得するように努力することが肝要である。さもなければ私たちは、独断的で偏狭固陋な視界の犠牲になってしまうからである。

いずれにしても、一般化して言えば、経験的事実を取り込む概念的組織なしには、人間の知識は成立しえないとする認識論が、現代の一致した趨勢であると言ってよいのである。換言すれば、現代において、学問や科学の理論や認識は、けっして現実の文化や社会の力動的な歴史的発展過程の坩堝から離れて、宙に浮いて成立するのではなくて、現実の展開のうちに根ざし、そのなかで、より良いものを目指して生きる人間の、可能性から現実性に向けてのさまざまな実践的行動的営為と結びついて展開すると見なされていると考えねばならない。

そこでは、全体を見通す、ある先見的な着想や理念や問題意識にもとづいて、個別の、また共同の研究作業が、具体的に、なんらかの探究課題を自覚的に選び取りつつ、形成され、こうして特殊の専門的な諸研究が、学問の各分野で、実践され、遂行されてゆくのである。しかし、それらの諸研究は、けっして、孤立した、自閉的な専門研究ではもともとなく、必ずや、時代全体の学問的・文化的・社会的・歴史的な広範な問題意識の総体によって、多かれ少なかれ、動機づけられ、影響され、そのなかから、みずからに固有の研究主題を汲み取ってきているはずである。この意味で、いかなる人も、時代の子であることを免れることはできないのである。

したがって、学問や科学の理論性は、その根底において、人間の歴史形成の実践的意識によって、支えられ、養われ、導かれていると言ってよいことになる。学問の理論的認識は、その実践的な理念や価値意識、社会的役割や機能と、けっして矛盾せず、むしろ、後者によって初めて活性化されうる性格を具有していると言うべきことになる。

その点とも結びついて、ぜひとも注意しておかねばならないのは、元来、「知」や「意識」や「自覚」を表す語と、「良心」を表す語とが、西洋においては、同じ語源に発するという事態が存在していたという事実である。そのことの含蓄を平易に噛み砕いて言えば、なんらかの「対象」について「知る」ということは、そのような知識作用を営んでいる「当の自分自身について知る」こと、つまり、そのことについて「自己意識」することを、必ず随伴させている。ということは、その対象についての知を、それについての自己意識にもとづいて、吟味し直すところの「良心的」な反省や、より良い方向に向けてのたえざる乗り越えの運動が、そこには必ず伴うということである。そのことは、知性の十全な活動には、より良いものを目指す意志の働きが、その支えとして、必ず随伴するものであるということを示し、それによって、基本的には、主知主義と主意主義との相互連関の事態が、暗示されているわけである。この意味で、学術や知識の十全な発展のためには、良心や良識にもとづいて、全体のなかに自己を位置づけ直す実践的な使命感や役割意識による自己吟味、それによるたえざる自己超克の精神などが、必然的な運命となるのである。

したがって、時代全体の問題意識のなかで、ある大事な問題点を先見的に主題化し、これについての理論的客観的な調査研究を遂行して、問題解決のさまざまな可能性や選択肢を予見的に提示することによって、「行動規範」の理論的事実的な「根拠」を提示するこ

とは、けっして学問の客観的な理論性や中立性を損なうものではないのである。それどころか、現代のように、複雑化してゆく文明社会のなかでは、従来見られなかったような未曾有の新しい事態が種々発生してきて、私たちから、新たな行動規範ないし羅針盤を要請し、知性にあふれた良識ある態度決定の根拠を確立するよう求めてやまないと言うべきである。そうした意味で、現代において、諸学問は、その理論的見識のすべてを引っ提げて、現実対処の最適な諸可能性や選択肢を明示して、さまざまな困難を乗り越えようとする人間的行動に対して指針を提供し、そのための学問的根拠を明示する義務があると言ってよい。

ただし、そうは言っても、学問や科学の理論性・事象性と、実践性・社会性とは、つねに調和するとは限らず、そこには、対立や批判的抗争を結果させるある種の緊張関係が存在し、また現に存在していたことも、事実なのである。過去の歴史的事実は、そのことを教えている。したがって、次に、学問の理論性と社会性について、もう少し広い観点から、考え直してみる必要がある。

### 【3】学問の理論性・事象性と、その社会的有用性・有効性との、連関と対立

#### (1) 問題の発端とその古典的な形態

学問的な思考法の萌芽は、周知のように、古代ギリシアにおいて、直接的な生活の必要から解放された余裕（スコレー）のなかで、冷静にものごとを眺めやる観想（テオリア）の態度から発生した。それによって初めて、たんなる実用的知識を越えた、組織的な理論的知識が誕生するとともに、それ以前の宗教的神話的な見方から脱却した、合理的な思考法が可能になった。合理的、理論的な学問精神の発端は、ここに由来する。そこでは、実際の社会生活への直接的な寄与は当面問題ではなく、人々は「驚き」の精神にもとづいて、森羅万象に知的関心を振り向け、世界と自己のあり方のすべてに対して、知的探究を開始した。そこでは、いわば高い意味での「真理」や「本質」の探究が、目指された。

その結果、そこでは、一方では、虚偽の影の世界しか見ていない一般大衆の誤ったあり方が批判され、光輝く真実の世界に眼を向けねばならない知者の使命が強く説諭された。しかし、他方では、そのようにして少しでも真実に触れた知者が、その重要性を人々に教示し始めるや否や、そうした知者は、逆に、安逸を貪る一般世間からは、尋常ならざる異様な人物として指弾され、迫害される運命に見舞われる恐れのあることが、早くも自覚され始めた（プラトンの洞窟の比喻が、よくこの点を明示している）。したがって、そこでは、知者と世間、学問と社会とは、対立的な関係においてあることが、早くも自覚された。

そこでは、真理を究める学者は、一方で、その高い見識によって、世間の水準を越え、真理を先取りして、世間を啓発し、教育し、指導しなければならない積極的な責務を背負うことになった。しかし、他方で、そうした学者は、しばしば頑迷固陋な世間の偏見と戦わねばならず、場合によっては、世に受け容れられず、あるいは世の中から迫害されることさえありうるという、否定的批判的な関係のなかに立たざるをえない状況が出現してきた。それゆえ、学問の理論や真理の圏域は、実世間の実利的功利的な修羅場とは、本来、別個であり、また別個の場を保証されなければ、真理の探究は遂行されえないことが、

次第に自覚され始めた。

そこからして、逆に、あまりにも時流と密着し、ときにはそのなかで勢力を得るべく、それに合わせて学問的問題群を裁断し、時代に迎合し、時の勢力と社会の一般的趨勢にあまりにも左右されることは、こうした観点から見れば、曲学阿世の徒（ソフィスト）として非難されることにもなった。ただし、このことは、ギリシアの昔にだけあったことではない。また、それは、たんに学問と一般世間との間にだけ存在する問題でもなく、学者や知者相互の間、つまり、学派や専門家集団の内部でも生じうる問題なのであった。

というのも、たとえば、現代の考え方の枠組みを借りて言えば、学問上の真理や知識は、一般に認められまた専門家の間でも一時期支配的になっているところの、問い方や答え方のモデルをなすいわゆる「パラダイム」の形で影響力を振るっている。しかし、それをめぐっては、それでは解決できないさまざまな困難の指摘を介して、たえざる「科学革命」が、つまり、通常科学とそれを破る斬新な着想との間の抗争が、つねに結果してくる構造を本質的に背負っているのが学問や科学というものだからである（クーン）。いずれにしても、学問と社会との関係、あるいは真理およびそれを担う専門家集団と社会との関係、それどころか専門家集団相互の関係は、必ずしも平穩無事ではなく、そこにはさまざまな葛藤や対立のあることが明らかである。ソクラテスの刑死や、ガリレオの宗教裁判といった極端な場合や、あるいは、学問の諸分野におけるさまざまな学派間の論争の場合を想起すれば、この点は明らかであろう。

しかしながら、だからといって、真理探究としての学問研究が、社会との悲劇的な衝突のなかでのみ行われると見るのは、早計である。たしかに、一方で、学問は、その発端において、そしてその研究のさなかにおいて、一般社会の動向から離れた自立的な圏域の保証された場、すなわち、「学問の自由と自律」が打ち立てられたところにおいてのみ、初めて、十全な活動を遂行しうるものである。また実際、そうした理念にもとづいて、近代的な大学での研究教育が、これまで遂行されてきた。そして、そうした研究教育組織の場においては、「研究と教育との一致」という理念にもとづき、最新の研究内容そのものが、そのまま教育内容として、それに関わる知的探究者たちの切磋琢磨において、真剣に伝達され、研鑽の共通対象にされ、討議の課題とされていった。

たしかに、とりわけ「学問の自由と自律」という理念は、きわめて重要である。なぜなら、学問は、直接の功利的な実地的有用性とは別個に、まずもって、諸事象の真実の認識と把握や、真摯な考究と探究の態度においてこそ、初めて成立するからである。実際、たとえば、専門的な学者集団の内部においてさえも、個々人の独自の創意と工夫や、新機軸を開こうとする先駆的な着想や、通説を大胆に切り崩す独創的な発想などが、十分に守られ、評価され、こうして討議に付されうる、自由な、開かれた精神が存立していないところでは、学問や真理が死滅することは必定だからである。なんらかの全体主義的な政治的イデオロギーによって、学問研究の「自由と自律」が圧殺されたところでは、学問や文化の発展が阻害されただけでなく、その支配下にあった民衆のみならず、人類全体の生存の息の根が止められる恐れさえも生じたこと、そして、あまたの戦争、粛清、弾圧などの惨劇が起こったことは、歴史の教えるところである。したがって、実社会とは別個の「学問の自由と自律」の権限は、しっかりと擁護されねばならないのである。

けれども、そのことは、他方において、学問が、人類社会の実生活上の営為とまったく

無関係であるということの意味してはいない。なるほど、学問は、多くの場合、実社会の諸問題には無造作には役立たないという面を保有してはいる。このことは、応用科学的な学問においてよりも、基礎科学的な学問においては、いっそう顕著に現れる。けれども、そのことは、応用的であれ、基礎的であれ、総じて学問が、結局のところ、間接的には、人類社会に貢献するものであるという事実を排除しはしない。なぜなら、人間生活の幸福は、ものごとの真実の知識の上のみ初めて成り立ち、虚偽の知識は、人間の営為を、結局は破滅と不幸に陥れる悪魔の知恵と考えられるからである。したがって、逆説的な言い方をすれば、真実を探究する学問は、ある意味では、必ずしも即座には役立たない迂遠さをもつことによって、かえって、間接的には、また必ずや最終的には、人類の生活に大きく役立つものであるという姿において成立している、と言えるのである。

現実から距離を取ることによって、かえって大きく現実を視野のなかに収め、その真相を把握して、人々の蒙を開き、こうして直接的には必ずしも役立たないことによって、かえって人類社会に大きく貢献するという、この矛盾した、両義的なあり方から、学問と学者のもつ、相反する二面性が結果してくる。つまり、学問は、一方で、功利的な實際生活への無造作な没入を遮断し、場合によっては、文化や社会の閉塞した現状を批判し、ときには反骨の精神をもって、新たな視界を開く積極的な理論的精神の燃焼において、初めて活性化する側面を必ずや含む。しかし、他方で、それは、そうした現状批判的な姿勢もおのれのうちに含みながらも、やがては真実の知にもとづいて、人類社会全体を指導し、教育し、より良い方向に向けてこれを教導しようとする、現実内在的な、創意に富む實際的諸活動をも必ずや結果させるのである。この二面性のなかを揺れ動きながら、いつの世においても、学者は、それぞれなりに、その営為を展開していると言ってよいのである。

## (2) 学問と社会との現代的関係の構築を促す諸契機

ところが、現代においては、以上の点に加えて、学問と社会もしくは人間のあり方との、一層密接な、新たな関係を構築し直すべき必然性が、学問自体の内部から生じてきたと言ってよい。そのことは、学問のなかでも、とりわけ近代科学の成立を省みることによって明らかとなる。

ここで肝要なのは、学問一般と、とりわけ近代科学と、後者の工業的技術的応用との、三者を、相互に区別することである。

ここで学問一般と呼ぶものは、諸事象に関する、経験と論証にもとづいた、組織立った認識と洞察の諸体系として、古い時代から現代に至るまで、さまざまな分野で、脈々とその営為を展開し、場合によっては刷新と変化を遂げて、発展し続けている、人類の広範な知的諸活動全体を指している。

しかし、そうした諸学問全体の展開のなかでも、とりわけ西洋の17世紀に成立し、ここ三百年の間に急速に発展し、自立化して大きな社会的影響力を行使しつつあるいわゆる近代科学が、あたかも学問の典型もしくは寵児であるかのようにして、その間に大きく前景に浮かび上がってきたという歴史的事情が、厳然として存在する。

そして、この近代科学が、その本質からして、工業的技術化を生み出し、またその結果、科学と技術の緊密な相互連関を作り出し、こうしてその相乗効果にもとづいて、現代の科

学技術の時代が招来されている、と考えることができるのである。

まず、近代科学の成立事情について簡単に振り返ってみよう。

中世において神学の婢に貶められていた学問的精神は、西洋17世紀に至って、とりわけ天文学・物理学における一大「科学革命」となって出現し、これによって人類文化が、それ以前とそれ以後とに二分されるに至ったと、今日では一般に考えられていると言ってよい（バターフィールド）。そのときに生じた「近代科学」の思考法が、それ以後、近代的学問の方法論を典型的に代表するものと一般に目されるようになった。むろん一遍に、中世以来の神学的宗教的な見方が崩れたのではなく、近世初期には、たとえば、「虱」のなかにも神の摂理が働いていると見て（ルターやスワンメルダム）、自然研究が推進されていった。つまり、宇宙の創造主である神の栄光と摂理を証すために、自然の諸事象が見つめられ、研究されていったという面がなかったわけではない。けれども、結局は、やがて、現実を直視する近代科学そのものが、自立的支配権を確立して、自然の見方を規定する決定的な役割を果たした。

その近代科学の思考法は、一方で、経験的事実観察を重んずるとともに、他方で、そのなかに支配する関係を、数学的定式化を用いながら、普遍的法則として捉えることを目指すものであった。したがって、近代科学は、帰納と演繹、実証性と理論性、経験性と合理性論、対応性と整合性との二面を含む現実把握の認識論となって、展開した。

20世紀になって、この近代科学の方法論は、「仮説演繹法」として定式化された。つまり、近代科学は、諸現象を、「もしなになになれば、必ずこうなる」という仮説的な因果法則の形で捉え、そこから演繹される結果を実験的に確かめることによって、その法則の真理性を確証してゆく方法論において成り立つことが、明らかにされた（ライヘンバッハ）。また、この近代科学の思考法は、その因果法則の知による工業的利用の可能性を必ずそのうちに含むので、科学の技術的応用を必然的に結果させ、科学技術による近代的な文明社会を生み出す動因となることも、明らかにされた。

この結果、自然に耳を傾け、「自然に従う」ことによって獲られるこうした「力」としての「知」（ベーコン）によって、文明社会を促進しようとする近代人の活力は、19世紀に至って、専門的な職業的「科学者」集団の階層を生み出すとともに、「科学知」によって社会を進歩させようとする「実証主義」の潮流を広範な形で台頭させた。実証的な科学知こそ、「精密で確実、現実的で有用、建設的で、時代と相関的」だとされた（コント）。その頃からまた、理科系の諸分野のみならず、文科系の諸分野においても、学問を、近代科学の形態に合わせようとして、精神科学や、歴史科学や、文化科学や、さらには、社会科学や、人文科学といった呼称が流布し、近代科学の方法論を学問の典型的代表と見据えながら、それとの共通性や差異性において、みずからの学問の方法論を問い直す、認識論的な学問論や科学論が澎湃として盛り上がった。

現代においては、諸学問の方法・対象・内容は、きわめて複雑多岐にわたっている。そのなかには、必ずしも近代科学の「仮説演繹法」とは直結せず、それでいてきわめて重要な認識や洞察の成果を組織化して、人間的知性の輝かしい証となっている諸学問が、古来から、また刷新を経て、現代においても、数多く存在している。いわゆる科学技術の開発とも繋がる「法則定立的」な近代科学とは別個に、文科系と理科系とを通じて、諸事象の「基本的特質を記述的に組織立って把握する」、きわめて基礎的な諸学問が、あまた存在

して、人間の世界認識の基本を形作っていることは、なんびとも否定できないであろう。

けれども、そうした諸学問の活動のなかでも、前述の「仮説演繹法」を取る「近代科学」の理念が、強い牽引力を振るって、科学技術の現代文明社会を生み出す根本動因となっていることもまた、否定できないのである。ところが、その「近代科学」とその「技術」的応用とに、いくつかの根本的に再反省すべき問題点の含まれていることが、次第に明らかとなってきた。

1)たとえば、まず近代科学は、元来、それ以前の「目的論的自然観」を崩壊させ、現象の「隠れた性質」や「実体的形相」を問わずに、ひたすら現象を冷徹な因果関係においてのみ捉える「機械論的自然観」を取るために、そこでは、出来事の意味・意義・価値・理由などは、かえって抹消され、不明となってゆくという広義のニヒリズムの意識を蔓延させる結果となった。ところが、人間は、そうした客観的な事実確認にとどまることはできずに、世界のなかでいかに生きるべきかの目的や価値や意味を問題にせざるをえない存在者なのである。したがって、実証的な事実確認の科学の知識だけでは満足することができない面が、科学技術の発展に伴って、いよいよ強く人々のうちに自覚されてくるという逆説的な結果が招来された。

2)加えて、科学はつねに個別諸科学として細分化し、その全体が見通せず、専門化と分裂化は、いよいよ甚だしく、総合的全体化は容易ではなく、学際化の動きも再び細分化の流動の渦のなかに巻き込まれてゆき、世界の全体を科学知のうちに集約し尽くすことは、事実にしても、また原理的にも、ありえないことが判明してきた。というのも、近代科学は、「もしなになになれば、必ずこうなる」という、必然的な絶対的法則を打ち立てようとするが、それが経験科学においては、きわめて困難であることが明らかとなってきた。というのは、「もしなになになれば、必ずこうなる」という因果法則の定立は、主として、これまでの観察事実に依拠して提出されたものであるが、その因果的予測は、まだ起きていない未来の現象にも関係している。ところが、有限的な人間は、未来永劫にわたった絶対的な形で、因果法則の妥当性を主張しうる力をもちえない存在者であるから、ほんとうは、「もしなになになれば、ある百分率においてこうなる」というように、科学法則は蓋然的・確率的・統計的な法則として理解されねばならないことが自覚されてきた（ライヘンバッハ）。言い換えれば、科学的法則は、これまでの経験によって「反証」されていないというにすぎず、未来永劫にわたった絶対性を基本的にはもちえず、経験の進行と歩調を合わせて、たえざる吟味と修正を施されてゆかねばならないものであることが、確認されてきた（ポパー）。

3)さらに、科学的知を工業的に応用した技術は、たしかに一方で、人間の労苦を軽減し、快適な生活環境を作り出し、余暇を生み出す利点をもつが、反面で、その技術の肥大化によって、自然資源の枯渇や、さまざまな環境破壊の予測しえない結果が生じ、文明社会の行き詰まりや困難を自覚させる事態が、大きく出現してきた。その上、人間の教育や、愛や、精神的活動や創造の働きは、それなくしては人類社会が発展しえない原動力であるが、これらは、科学技術の知や力によっては、どうすることもできない事柄であることが、銘記されてきた。こうして、科学技術とは別個に、現代の歴史的文明社会のさまざまな難問に答える総合的かつ実践的な知性の必要性が、いよいよ強く、多くの人々によって実感されてきたのが、私たちの生存する現代という時代状況の課している問題点であろう。

さて、こうした状況のなかで、現代人は、いったい、いかなる考え方を取ったらよいのであろうか。

現代という時代の特徴は、従来の学問科学の根底に潜む「客観的」な「真理」観に加えて、さらに、もうひとつ「行為的」な「真理」観をも、私たちがいよいよ真剣に考慮に入れざるをえなくなった時代状況の出現というふうに、これを言い表すことができるように思われる。

その意味を敷衍すれば、次のようになるであろう。すなわち、私たちは、ただたんに、現実から一步退いて、冷静に、客観的に、諸事象の真実を探究するという認識的行為に、人間的知性の証を求めうるばかりではない。むしろ、私たち人間は、本質的に、見通すことのできない現実のなかに立って、一瞬といえども、いまだない未来に向けて、決断し、行為して生きることを止めることのできない存在者なのでもある。したがって、私たち人間は、その際には、完全ではないかもしれないが真実を教えうる唯一の人間の営みである学問科学の現在の時点での成果と知見の全体をたえず参照しながら、現実の状況が課す困難を解決すべく、より良い未来に向け、より多くの意味と価値と意義にあふれた人間と世界のあり方を目指して、行為し、決断して、生きてゆかねばならないのである。換言すれば、人間は、そうした意味での「善」を目指して、人類の歴史的社会的形成作用のうちに参画することを止めることのできない存在者だと言わねばならない。

したがって、現代における学者や知者は、たんにこれまでの経験的事実に立脚した「客観的」な理論構成という事実確認の「真理」観にとどまるだけではなく、それらの知見に根拠を得ながらも、さらに「善」を目指した形での知識全体の再構成と有用化を目指して、すなわち、そうした意味での「善」に根拠を置いた「正当化された信念」の体系である「知の体系」を打ち立てて、現代の諸課題と向き合わねばならないことになる。学問科学が、生存の意味や価値の問いに答ええず、しかも細分化と専門化のなかで、けっして完結することのない試行錯誤の真理探究の途上にとどまり続け、あげくの果てには、その工業的応用としての科学技術が、予測しえなかった多くの困難を招来しつつあるのだとすれば、いまや、私たちは、現在の学術を総覧しつつ、新たに「善」の実現に役立つと信ぜられる「正当化された信念」の体系、すなわち「真」なる「善」、「善」なる「真」の体系を、再確認し、あるいは再構築する義務があると言わねばならない。

「真理」とは、人間の営為と無関係な、「客観的」な存在の事態を指すと考えるだけではなく、存在のうちに「善」を目指して進む運動を洞察し、そうした「善」に支えられ、「善」に向けて活性化されるべき、知性のもつ基本的な良識の性格、すなわち「善」に奉仕するものとしての「真理」の性格を、改めて人は自覚しなければならない時にきているとも言える。そのような「善」が、個人にとどまらず、人類社会全体の「共同善」に繋がりと、学問のもつべき新たな「社会的役割」の自覚を結果させることに結びつくものであることは、言うまでもないであろう。

そのときには、学者や知者は、できるだけ多くの人々の間に、そうした「善」なる「真」の内容に関して、「合意」と「同意」を樹立するために、無限の努力をしなければならないことになる。真理は、人間の営為と無関係に、その彼岸に超越的に存在したり、また突然人間の上に天下り的に降ってくるものではなく、むしろ、人間相互の間に「同意」と「合意」を樹立する果てしない人間的努力の上のみ、ようやく築かれ、達成され、しかも「善」

として「社会的に影響力を行使してゆくべきもの」と見なされねばならない。この考え方にもとづいて、学問の各分野で、困難な問題の解決に向け「善処」すべく努力している、さまざまな問題意識や提案が、明確に提示されて、学問に携わる者の実践的な「自己理解」が社会全体に示され、また、社会全体の側からの批判をも仰ぎつつ、「善」なる「真理」の内容に関する「合意」と「同意」が、できるだけ広範な形で達成されてゆくことが必要である。ここに、現代における「学術の社会的役割」の基本的なあり方が成立すると考えられるのである。

(付記。本稿は、1998年4月24日に、「学術の社会的役割」特別委員会において報告され、提出された拙稿に、若干、加筆修正を施して成ったものであることを付言する。1999年12月25日、渡邊二郎記す。)

日本の社会のなかでは、文科系に属する基礎的諸学問やそこでの基礎研究（これを、理科系の科学技術における基礎研究と区別して、純粋基礎研究もしくは根本研究と呼んでもよい）に対する、無視もしくは蔑視が、大手を振って罷り通っている。この惨状は、眼を覆いたくなるほどの無残さである。日本の社会のなかでは、理科系の科学技術以外は、ほとんど特別の考慮に値しない学問と見られていることは、明らかである。

平成7年に制定された「科学技術基本法」においては、「科学技術」こそが、「我が国及び人類社会の将来の発展のための基盤」であり、その「科学技術に係る知識の集積が人類にとっての知的資産である」と宣言されているが、この「科学技術」からは、「人文科学のみに係るものを除く」ことがそこでは明記されている。この基本法では、我が国の全体をあげて、「科学技術の振興」に関する「施策」を「策定」し、「実施」し、「法制上、財政上又は金融上の措置」を講ずることが明言されているが、そこからは、「人文科学のみに係るものを除く」ことが、明確に宣言されているわけである。

このことは、すでに昭和30年代の初めに、科学技術庁や科学技術会議が設置された時以来の長い歴史をもち、戦後の日本の学術の基本動向を規定してきた考え方である。昭和31年の「科学技術庁設置法」は、その劈頭から、「人文科学のみに係るものを「除く」と明記した上で、「科学技術の振興」を図るための「行政」の推進を謳っている。また、昭和34年に制定された「科学技術会議設置法」も、「人文科学のみに係るものを除く」と明記した上で、「科学技術」一般に関する政策の樹立のために会議を開くことを宣言している。

このように人文科学を除いた上で、「科学技術の振興」が目指されるのも、ひとえに「国民経済の発展に寄与するため」にであり（「科学技術庁設置法」）、「科学技術の水準の向上」が、「我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与」し、ひいては、「世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献する」と考えられるからだとされている（「科学技術基本法」）。「科学技術の振興」こそが、「国民経済の発展」や、「我が国の経済社会の発展と国民の福祉」に寄与し、「人類社会の持続的な発展」に貢献すると見なされ、「人文科学のみに係る」固有な文科系の学問は、およそまったく、そうしたことに関わらない、特別に振興の配慮を施す必要のない学問として、ここでは明確に切り捨てられている。

なるほど、平成7年の「科学技術基本法」においては、その間の諸種の苦い経験にもとづいて、「自然科学と人文科学との相互のかかわり合いが科学技術の進歩にとって重要であることにかんがみ、両者の調和のとれた発展について留意されなければならない」と述べられ、「人間の生活、社会及び自然との調和を図」ることの重要性が指摘されている。けれども、その法律において「振興」されるべき対象と目されている「科学技術」のなかには、やはり、「人文科学のみに係るもの」は入っておらず、除外されているのである。したがって、自然科学と人文科学の「両者の調和のとれた発展」ということは、ただの言葉の上での謳い文句にすぎず、もっぱら「人文科学」に関わる振興は、眼中に置かれてはいないのである。しかし、人文科学そのものを振興しないにおいて、どうして、それと自

然科学との「相互のかかわり合い」や「調和のとれた発展」などが、十全な形で実現されようか。

あるいは、人あって、こう言うかもしれない。そこでは人文科学「のみ」に係る研究を除外すると言っているのであって、人文科学が科学技術と学際的、総合的に連携して研究を進める場合をけっして排除してはいず、むしろ「両者の調和」を歓迎しているのである、と。しかしながら、「人文科学」固有の研究には特別の振興を振り向けず、もっぱら「科学技術」の振興に特別の配慮を講ずる旨を断っておいて、それでいて、人文科学に、学際的、総合的研究に加わってみたらどうか、というのは、随分と人文科学を馬鹿にした言い方ではないであろうか。人文科学と自然科学の「両者の調和」を図るなどという文言が、空疎な台詞にすぎないことは、ここからも明瞭である。要するに、人文科学などを振興しても、我が国の「国民経済」や「経済社会」の発展になんらの寄与も期待することはできないから、これを振興の対象から除外するというのが基本の姿勢であり、ただし、少しく、「科学技術」と「人間の生活、社会及び自然との調和」を考慮しないと具合が悪くなったので、人文科学が、学際的、総合的研究に加わってくれるなら、特別の反対はしないという程度のことにすぎない。その場合でも、学際的、総合的研究の主体は、「科学技術」ないし「自然科学」の側にあり、それこそが振興の対象であり、それに付随的に人文科学が付け加わって、対外的な倫理的側面に色合いを付ける役割を演じてくれればよいという程度のことにすぎない。少なくともそれ以上のことは、そこからは読み取ることができないというのが、この条文の偽らざる実態であろう。

人は、しばしば、近時において、学際的、総合的研究の推進とかを話題にする。あるいは別様の言い方をすれば、諸分野全体を誰かが上のほうから鳥瞰し、眺め下ろし、見渡して、これこれの分野は統合してこれこれの問題を考えるべしといった指令を発して、なにやら現実的と思われる研究課題を設定し、人々を煽れば、それによって、学術全体のいっそうの活性化が期待され、達成されるかのごとき風潮が広まっている。

もちろん、現代において、世界全体に関わるような、多くの複雑な問題が出現し、多方向的な解明や、さまざまな専門的知識の糾合が要求される傾向が強まってきたことは、否定することができない。こうした統合化された研究の必要性は、十分理解できることである。けれども、だからといって、学問的研究がすべて、そうした多人数による統合的研究に切り換えられるべきだということにはならない。伝統的な個別の単独な研究も、いぜんとして、それなりの正当性の権利を保有している。学問的研究においては、最終的には、ひとりひとりの研究者の独創的な構想と着想と判断と推察と洞察と探究と立証とに、すべては帰着するからである。

しかしながら、そればかりでなく、およそ、鳥瞰的に複数領域を統合しながら、学際的総合的な連携協力態勢を取って研究を進める場合でも、いったい、誰が、あるいは、どの分野が、あるいは、いかなる理念が、また、どのような方法論が、主軸となって全体を締め括るのかによって、同じ問題を扱うときにも、大きくその様相が変化してくることは明らかである。もしも、その指導的理念が、時流に迎合し、政治的な権力に阿り、経済的効率や実際の利益への奉仕を狙い、その他さまざまな私的な特殊の個別的な利害関心や名誉欲と結び付いているならば、それと直結しない諸研究動向は、直ちにそうした統合的研究から除外されることは明らかであるし、また、そうした研究活動が、政治的党派性を帯び

て、学問性を失う危険にさらされやすくなることも自明の理である。したがって、統合的であれば、つねに正当に、公明正大な仕方で、研究組織が構築され、また遂行されていると思うのは滑稽である。およそ、神ならぬ身の人間のうちの誰が、真に全体を鳥瞰しえたなどと自称する権利を持ちうるであろうか。もしも本気でそうしたことを考える人がいたならば、それは尊大の極みであろう。いかなる全体化も、個々人の特殊的な遠近法の視野に伴う制限を免れるものではないからである。

もちろん、自己の特殊性を乗り越えてゆく全体化や普遍化への努力は、つねに尊重されねばならない。しかし、問題は、ひとえに、その全体化の理念と原理、方法態度と学問観、その根底にある人間観が、何であるかに懸かっている。もしも、現在の「科学技術」の根底にある学問観や科学方法論を金科玉条として、これを微動だにさせずにおいて、そこに、取って付けたように、矢庭に、人文科学を追加してみたりしたところで、なんらの真の統合的研究も行われえないであろうことは、火を見るよりも明らかである。

たとえば、すべて人間の活動は脳の働きに帰着すると見なす脳科学研究の原理をあくまでも固持した上で、その推進に巨額の国費を投入しておきながら、突然今度は、心の教育が大事になったと叫んで、慌てふためいて、心の教育という研究課題を設定してみたとしても、いったい、どうやって、その脳科学推進と、心の教育研究推進とを、統合させ、両立させる研究組織を、矛盾のない原理の上にもとづいて、構築することなどできるであろうか。もしも、脳科学研究を主軸とするなら、脳科学研究者に、脳の機能を操る新薬でも良薬でも発明してもらって、それを飲ませて、青少年の健全化を図るという目論みを設定するのが、最も論理に適っているはずなのだが、さすがに誰もそうしたことを言わないのは、それでは、人間の人格や心の働きをあまりにも侮辱することになり、あらゆるところから反撃されるのを恐れているからである。人間を、脳やその物質的作用の薬理学的効果に還元させるのは、あまりにも極端な、精神蔑視の人間観であることを暴露することになるので、誰も、そうしたことを公言しないのである。けれども、脳科学の専門家の大部分は、やはり、あくまでも、密かに、心を脳に還元できるものと独断的に決め込んでおり、みずからの「科学技術」的研究のそうした基本方針を絶対に変更する気持ちなどを毛頭も持っていないはずである。なぜなら、それを放棄することは、「科学技術」としての脳科学の原理を放棄することに繋がるからである。それなのに、どうして、そこへ、突然、心の研究を重ね合わせることなどできようか。もしも、本気で、心の教育という問題を考え直そうと思うならば、人は、心の働きの主体としての、脳ではない、人間的自己そのものを問題化しなければならない。それは、人文科学の領域に固有に属する問題である。しかし、人文科学は、現代の「科学技術」の振興の対象にはなっていない。しかも、心の働きの主体としての人間的自己という視点は、心を脳に還元しようとする脳科学の原理とは矛盾する。したがって、この二つの研究分野を真に統合しようとする学際的、総合的な研究組織を構築することは、原理的にきわめて困難な課題となってくる。もしも、それが可能だとすれば、一方を主とし、他方を従とするやり方を取るしかないであろう。そして、もしも世間の人々が、心の教育をほんとうに大事だと思うならば、心の働きの主体としての人間的自己を問題化する人文科学を主とした研究態勢を組み、脳の物質的機能を研究する脳科学の役割を、その物質的機能の疾病に対する医療技術の開発という本来の科学技術の手段知と心得て、統合的研究を遂行するという、現在とは逆転した研究態勢を組織しなけ

ればならないことになるであろう。果たして、現代の学術関係者が、この種の問題に対して、こうした逆転した研究態勢を取ることを承認することができるであろうか。多分、それは、ありえぬ事柄であると推断されうる。

いずれにしても、学際的、総合的、統合的、鳥瞰的、効果的、先見的、予測的、予防的な、現実的な研究組織の実践は、かけ声だけでなく、基本の原理にまで遡って、その明確な研究理念と方法論を合意することなしには、正しくは実践されえないのである。このことは、きわめて明らかなことなのだが、誰も真面目にこの問題を考えることをしない。誰もが、ただ付和雷同して、学際的、総合的研究といった合言葉に、うつつを抜かしているだけである。大勢寄り集まった研究遂行の一員になれば、なにか意味のある仕事をしたかのような錯覚と安心感が得られることから、今日、研究者は、単独な学問的研究の真剣さを忌避しようとするばかりか、なによりも、諸学問の根本を省みる原理的基礎的な考究から、眼を背けようとする傾向が強い。もしも、現代の学術に、真に総合的で全体的な視野の樹立が必要であるというのならば、まさに、それら諸学問の基本の理念と方法を省みて、学問の原理的全体を自覚する、きわめて基礎的な思索が必要であることは明らかである。知や認識の基本原則にまで遡り、人間と世界のあり方を省みる、こうした基礎的研究こそが、いつの世にあってもけっして見失われてはならない学術の根本なのである。それどころか、学術の発展が複雑で多様化してきた現代においては、とりわけ、たんにそれらの特殊的個別の実証的研究成果の産出に勤しむばかりではなく、それらの基本原理に立ち返って、学術や文明や人間社会や文化の全体を反省し直す、純粋に基礎的な学問的探究が必須なのである。あらゆる研究者が、なにほどこか、それぞれの領域において、こうした基本的な学問論的反省を遂行しなければならない時代が、現代という時代の運命だと言っても過言ではない。なぜなら、そうした省察なしでは、地球上の人類の生存さえ危ぶまれるほどの文明論的な危機のなかに、現代の人類は置かれているからであり、このことは、ここで改めて縷説する必要もないであろう。

さりながら、そうした基礎的研究ということになると、しばしば人は、「科学技術基本法」において、「基礎研究」が重視されるに至ったと述べて、必ずしも、現代においては、「研究開発」の「実用化」だけが念頭におかれているのではないことを強調する。しかし、「科学技術基本法」で話題になっているのは、あくまでも、「科学技術」に関係する「基礎研究」にすぎない。なるほど、そこでは、「基礎研究」が「新しい現象の発見及び解明並びに独創的な新技術の創出」をもたらす、重要であるにもかかわらず、「その成果の見通しを当初から立てることが難しく」、「その成果が実用化に必ずしも結びつくものではないこと」に留意して、「基礎研究」の困難かつ枢要な役割を認識しつつ、これを「推進」する必要のあることが謳われている。そのために、「研究開発」は、「基礎研究」、「応用研究」、「開発研究」、および「技術の開発」に分けられ、それらにおける「基礎研究」の重要性がたしかに言及されている。しかしながら、看過してはならないのは、それがあくまで、「科学技術」に関わるかぎりでの「基礎研究」にすぎないという点である。つまり、そこでは、「人文科学のみに係る」ような「基礎研究」は、最初から排除されているのである。したがって、文科系の諸学問における「基礎研究」は、現代日本において、特別の考慮を払って振興されるべき学問分野とは見なされていないことが、あまりにも明らかなのである。この法律における「基礎研究」の重視をもって、あたかも文科系の基礎研究を

も視野のなかに入れたかのごとき説明をする人は、欺瞞と錯覚によって人を愚弄する虚言者であると言わねばならない。

したがって、我が国においては、積年の間、文科系の純粋な基礎研究もしくは根本研究は、大学等において、途方もない冷遇措置を受けて、非実験講座の名のもと、劣悪な研究環境のうちに置かれ、科学研究費の配分においても、巨額の国費を賄われるビッグ・サイエンスないしメガ・サイエンスと較べて、まことに粗略な扱いを受けるのが実情となっている。これに反して、科学技術関係の研究者たちは、多額の研究費を集めうる研究が、良い研究なのだ、とまで豪語して憚らない体たらくである。お金に眼が眩んだ世間一般の皮相な学術理解の頹廢の極致が、ここに露呈していることは、明白である。学術も国や社会の経済的援助によって成立している負託自治を自覚すべきであると、もしも誰かが本気で主張するのであれば、その人は、これらの巨額の国費によって賄われているビッグ・サイエンスないしメガ・サイエンスが、どれほど適正に国費を使用し、それに見合った研究成果を挙げているのかどうかを審査し、評価する作業を、厳密に励行すべきであろう。

学術は、いつの世においても、その真実の知とその応用とによって、最終的には、人間の生活に必ずや貢献するものである。なぜなら、真実に基礎を置かない、あらゆる迷信邪教や、荒唐無稽の所説は、必ず人類を破滅に導くからである。教育の普及を介して広まってゆくべき、こうした学術全般の持つ社会的貢献と役割という事態は、けっしてゆるがせにしてはならない人類社会と文化を主導すべき根本的理念であろう。けれども、そうした学術の社会的寄与を、単純に、その知の応用から生まれる、なんらかの政治的、経済的、工業的、産業的、農業的、医療的な、直接の有用性に限定してはならない。そうした有用性ももちろん重要ではある。けれども、実際の効果の産出に先立って、つねに、学術的研究においては、基礎的な調査、事実確認、観察、資料収集、吟味検討、実験、思考、推理、討論、言説的提題その他の、実に労苦にみちた、地道な研究作業が、遂行され、また蓄積されてゆかねばならない。さもなければ、実証性と合理性とを兼ね備えた、着実な学問的探究は、およそ、どこにおいても、成立しないからである。このことは、理科系と文科系とを問わず、あまねく妥当する学問の根本特質を成していると言ってよい。

けれども、理科系の「基礎研究」については、「科学技術基本法」によって、すでに光が当てられている。それに引き替え、文科系の純粋基礎研究もしくは根本研究は、多くの場合、既述のように、非実験講座の扱いを受け、ほとんど世間の公の配慮からは除外され、日の当たらぬ、薄暗い書庫のような狭い場所に置かれて、世間から無視され、冷遇された環境のなかで、わずかに個々の研究者の情熱と使命感に支えられ、その犠牲的奉仕によって、辛うじて維持されているにすぎない。もちろん、文科系の学問も幅が広く、法律学や政治学、経済学や経営学、教育学や心理学や社会学などの、比較の実生活に密着した分野もある。しかし、文科系の最も文科系らしい基礎的学問は、哲学や歴史学や文学などの諸分野のうちにある。これらの諸学問こそは、最も根本的にすべての学術領域に関わるがゆえに、いよいよその基礎的学問としての普遍性を保持している諸探究であると言ってよい。しかしながら、こうしたいわゆる哲・史・文と呼ばれる純粋基礎研究ないし根本研究の分野は、そのきわめて重要な学問性にもかかわらず、多くの学者や研究者や実務家や世間一般の人々からは、不幸にして、その営為の大切さを理解されていない諸学問なのである。

しかしながら、いかなる人間的活動も、言語的表現を離れては十全な形では成立せず、